

平成 22 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名	CCH5 株式会社
代表者名	代表取締役 川村 治夫
問合せ先	キャス・キャピタル株式会社 取締役 澤村 暢一
電話番号	03-3556-5990

マークテック株式会社の株式等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

CCH5 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、以下のとおり、マークテック株式会社（コード番号：4954 株式会社大阪証券取引所（以下「JASDAQ」といいます。）、以下「対象者」といいます。）の普通株式及び新株予約権を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、本日現在、キャス・キャピタル株式会社（以下「キャス・キャピタル」といいます。）が出資する CCP 5 株式会社 が管理・運営する投資事業有限責任組合キャス・キャピタル・ファンド五号（以下「CCF5」といいます。）がその発行済株式の全てを保有している株式会社であり、対象者の株式等を取得及び保有し、対象者の事業を支配及び管理することを主たる目的として設立された会社です（以下、キャス・キャピタル及びその関係会社並びにこれらの会社が管理・運営するファンド及びそれらの投資対象会社を「キャス・キャピタル・グループ」と総称します。）。

キャス・キャピタルは、日本国内の優良企業等を対象とし、投資対象会社の企業価値の持続的向上を図ることにより、日本社会に貢献することを目的として設立された日系・独立系の投資会社です。キャス・キャピタル・グループは、株式会社キンレイや株式会社家族亭等の国内複数の事業会社に対して友好的な投資を行うとともに、キャス・キャピタル・グループが有する企業育成及び経営に関するノウハウ等を活かして、投資先企業の経営をサポートしてまいりました。

今般、公開買付者は、対象者の普通株式の非公開化を行うため、対象者の発行済株式のうち対象者が保有する自己株式を除く全株式並びに対象者が平成 19 年 12 月 21 日開催の第 53 回定時株主総会の決議及び平成 20 年 2 月 14 日開催の取締役会の決議に基づき発行した新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の全てを取得することを目的として、本公開買付けを実施いたします。

本公開買付けは、マネジメント・バイアウト（MBO）（公開買付者が対象者の役員との合意に基づき公開買付けを行う者であって対象者の役員と利益を共通にする者である取引をいいます。）のための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として行われるものであり、公開買付者は対象者の取締役会の賛同のもと、友好的に対象者の株式及び本新株予約権を取得するため、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付けを行うものです。

キャス・キャピタルは、下記「(2) 本公開買付けを実施する背景及び目的並びに本公開買付け後の経営方針」のとおり、対象者が直面する重要課題に機動的かつ柔軟に対処するためには、対象者の普通株式の非公開化が必要と考え、平成 21 年 12 月 24 日から、対象者の代表取締役社長である松川英文氏（以下「松川氏」といいます。）とともに、中長期的な視点に立ち、対象者の事業戦略や資本政策についての検討を行いました。かかる検討を踏まえ、キャス・キャピタルは、平成 22 年 3 月下旬頃、対象者においてその直面する重要課題に対処するにあたっては相応の期間とコストが必要であり、短期的には、コス

トの増加やキャッシュ・フローの悪化に伴い業績が悪化する懸念があるため、公開買付者を通じて対象者の普通株式を非公開化した上で、重要課題への機動的かつ柔軟な対処を遂行することが最善であると最終的に判断し、その旨松川氏とも合意いたしました。

CCF 5及び公開買付者は、平成22年5月14日付で、松川氏との間で非公開化取引に関する契約（以下「本件契約」といいます。）を締結し、(i)本公開買付けの決済後最初に開催される対象者の株主総会において、対象者の現任役員に追加して、キャス・キャピタル・グループの指名する取締役3名及び監査役1名を役員に選任するために必要な行為を行うこと、(ii)松川氏が、CCF 5と別途合意した場合を除き、原則として本公開買付けの決済後少なくとも4年間は、対象者の代表取締役としての職務に専念する義務を負うこと、(iii)松川氏が保有する対象者の普通株式の全てである976,000株（所有割合約22.59%）を本公開買付けに応募すること、並びに、(iv)本公開買付けが成立した場合において、本公開買付け後に、同氏が、6億3,523万円を公開買付者に出資し、公開買付者の普通株式635,230株（所有割合約15.28%）を取得すること等を合意しています。また、公開買付者は、対象者の大株主であるThe SFP Value Realization Master Fund Ltd.、The SFP Value Realization Japan Fund及びManaged Account Investments, SPC（以下「SFP関連ファンド」と総称します。）に対し投資助言を行っている株式会社シンフォニー・フィナンシャル・パートナーズ（以下「シンフォニー」といいます。）との間で、原則として、SFP関連ファンドが保有する対象者の普通株式の全てである783,800株（所有割合約18.14%）の全てを本公開買付けに応募するよう、シンフォニーがSFP関連ファンドに対して助言することを合意しております（以上の松川氏及びシンフォニーとの各合意の詳細については、後記「(3)本公開買付けに関する合意」をご参照下さい。）。また、本公開買付けは、対象者の第56期第2四半期報告書（平成22年5月14日提出）に記載された平成22年3月31日現在の対象者の発行済株式総数（4,951,864株）から、本公開買付けを通じて取得する予定のない対象者の上記第56期第2四半期報告書に記載された平成22年3月31日現在の自己株式数（629,512株）を控除した株式数（4,322,352株）に、3分の2を乗じた株式数（2,881,568株）を買付予定数の下限として設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合には応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

本公開買付けが成立した場合、公開買付者は、本公開買付けの決済に先立って、(i)CCF 5から最大で35億2,000万円の出資を受けるとともに、(ii)株式会社おぞら銀行から最大で28億3,523万円の融資（以下「本買収ローン」といいます。）を受け、これらの資金をもって、本公開買付けが成立した場合の資金決済に充当する予定です。本買収ローンに係る契約は、本日現在、未締結ですが、本買収ローンの一部は松川氏が本公開買付けの決済後に公開買付者に対して行う出資に係る払込金により返済するとともに、本公開買付けの決済後に公開買付者が有する対象者株式、CCF 5及び松川氏が有する公開買付者の株式並びに公開買付者の一定の資産等を本買収ローンの担保に供し、下記の本合併後は、合併後の存続会社が借入人となり、また当該会社の一定の資産等を当該融資の担保に供することが予定されております。また、本公開買付けが成立し、公開買付者が対象者株式等を買付けた場合には、本公開買付け後に、後記「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」記載の方法により、公開買付者は、公開買付者を存続会社とし、対象者を消滅会社として、金銭を対価とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことを予定しています。

(2) 本公開買付けを実施する背景及び目的並びに本公開買付け後の経営方針

対象者によれば、対象者の前身である(旧)特殊塗料株式会社は、非破壊検査用品の研究・生産及び販売を目的として、昭和30年3月に設立されました。対象者は、主に2つの事業、即ち、①鉄鋼業界、自動車業界、電力・石油化学を中心とするプラント業界等、基幹産業の製品検査及び構造物の保守検査に使用される装置及び消耗品を開発、設計、製造、販売する「非破壊検査事業」並びに、②鉄鋼の製品・半製品などにペイントで直接文字や記号を表示する鉄鋼用マーキング装置及び専用ペイント並びに鉄鋼・自動車業界向けの刻印装置等を開発、設計、製造、販売する「マーキング事業」を軸に事業展開を進めてきました。

対象者によれば、対象者は、事業拡大を背景に平成3年4月に店頭公開を果たし、主要顧客である自動車、鉄鋼、プラントといったユーザーのニーズに直結した価値提供を行ってきました。具体的には、先端技術を応用した斬新な製品を開発・提供してきた「製品力」、表面探傷、マーキング装置、消耗品の総合メーカーとして幅広い顧客ニーズに応えてきた「総合力」、さらには、製品の製造ライン組入を担保する「アフターサービス力」により、特に日本市場において、ユニークな地位を確立し、有力顧客の信頼を勝ち得てきたとのことです。

他方で、対象者によれば、対象者は、主力ユーザーである自動車産業が円高による輸出競争力の低下に対応するため世界各地において現地生産比率を高め、また鉄鋼産業は重点生産品目を造船用鋼板、石油掘削用鋼管等の高級品へシフトするとともに、新興国への投資を積極化している現状等を勘案し、このような主力ユーザーの海外展開に伴う幅広い要求に迅速に対応すること、並びに対象者の海外展開を担う中国、韓国、タイの各子会社の経営体制及び販売体制の強化を経営上の課題として認識しておりました。わが国の経済は緩やかな回復基調にあるものの、円高の進行等による企業業績回復の遅れ、雇用情勢の悪化等による先行き不安定な状況は続いており、設備の過剰感は依然として解消しておりません。また、中国経済は、政府の迅速な経済対策により世界的な経済危機の影響から急速に回復しておりますが、対象者は平成21年12月に中国合弁事業の解消を決定し、解消のための手続を開始したため、中国における売上げ及び利益は大幅に低下しております。また、対象者の平成22年5月14日付プレスリリース「業績予想値と決算値との差異及び業績予想の修正に関するお知らせ」によれば、鉄鋼・自動車産業における生産の増加により消耗品の売上は回復してきているものの、設備需要の回復が遅れており、探傷装置、マーキング装置等の主要機械装置の売上が依然として低迷している結果、対象者の平成22年9月期第2四半期累計期間（連結・個別）実績値については平成21年12月18日に公表した業績予想値と差異が生じ、また、かかる主要機械装置の売上は依然として低迷すると見込まれる結果、対象者の平成22年9月期通期（連結・個別）業績予想は平成21年12月18日に公表した業績予想値を達成できないと予想されることから、対象者は、平成22年5月14日に当該業績予想の下方修正を行いました。なお、対象者公表の平成22年5月14日付「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、松川氏は、平成22年5月14日付の当該業績予想の下方修正には関与していないとのことです。

しかしながら、公開買付者は、対象者を取り巻く上記のような状況にもかかわらず、対象者においては以下の成長戦略の実現が可能と考えております。

まず、非破壊検査事業については、世界的な原子力発電所建設ブームや、安全や信頼への意識の高まりとともに、従来は検査対象となつてはいなかった機器や設備等の様々な構造物が検査対象となること等により、将来、市場は着実に拡大し、とりわけアジア太平洋地域において安定した成長が見込めるものと公開買付者は考えております。

マーキング事業についても、新興国における鉄鋼需要の拡大及びそれに伴う鉄鋼製品の用途や性能の高度化が期待され、その種類も飛躍的な増加傾向を辿る可能性があり、生産工程における的確な指定材提供のためのマーキングの底堅い需要が期待できるものと公開買付者は考えております。

海外における非破壊検査事業及びマーキング事業の市場は、国内市場回復のスピードを上回るスピードで成長しており、そのような市場環境の中で、対象者は、現在急成長市場を有する中国、タイをはじめとする新興国においても足場を構築してきており、今後の海外事業を戦略的かつ成功裡に展開するための体制を速やかに構築し、適切な事業展開を図ることで、非破壊検査事業及びマーキング事業の世界トップクラスの企業となることを狙うことも可能な企業の一つであると公開買付者は考えております。他方で、対象者の商品・サービスのユーザーの安心と安全に対する意識の変化は今後も高まる一方で、価格競争の更なる進展も懸念されると公開買付者は考えております。

上記のような対象者の強み及び市場環境に鑑み、対象者が成長性著しい国際市場において他社に先駆けて独自の地位を早期に確立させるために、前述の対象者の3つの「力」を正しく発揮せしめるための体制作り並びに戦略及び実行プランの策定が急務であると公開買付者は考えております。具体的には、(i) 価格に拠らない競争力の維持と強化のための継続的投資及び付加価値の高い商品の開発と市場への投入、(ii) 成長過程にある海外市場の変化に即応できる体制構築及びそれぞれの市場に適した戦略に基づく事

業展開、並びに(iii)これらを実現するための経営資源のより効率的な配分と機動的な組織体制の構築が喫緊の重要課題となるものと考えております。

キャス・キャピタル・グループは投資先企業の経営改善に努めてきた従来の経験を生かし、対象者による上記の重要課題への対処に必要な人材・ノウハウの提供と、これらを支えるビジネス・インフラの設計あるいは再構築を通じて、対象者が世界トップクラスの企業になるという成長戦略を加速させるべく、スピード感をもった経営を実現できると考えております。また、かかる経営を最も効率的に実現する上で、対象者の事業内容及び経営戦略を熟知し、対象者の経営において力強い指導力を発揮することができ、かつ、対象者の顧客との間における強固な関係を有する松川氏と共同で実施することが、対象者にとっても最善の選択肢となるものと考えております。

しかしながら、上記の重要課題に機動的に対処する上では、相応の期間とコストが必要であることから、短期的には、コストの増加やキャッシュ・フローの悪化に伴い業績が悪化することを公開買付者は懸念しております。

以上のような考慮に基づき、キャス・キャピタルは、公開買付者を通じて、松川氏とともに対象者の普通株式を非公開化した上で、対象者の直面する重要課題に機動的かつ柔軟に対処することが、対象者の中長期的な企業価値向上の観点から最善であると判断し、本公開買付けの実施を決定するに至りました。

(3) 本公開買付けに関する合意

CCF 5、公開買付者及び松川氏は、本件契約において、概ね以下のとおり合意しております。

① 松川氏が保有する対象者株式等に関する合意

松川氏は、本件契約において、松川氏が保有する対象者の普通株式 976,000 株（所有割合約 22.59%）の全てを本公開買付けに応募し、かつ、かかる応募により成立する買付けに係る契約の解除を行わないことに同意しております。また、松川氏は、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者からの要請に基づき、その保有する本新株予約権 186 個の全てを無償で放棄することに同意しております。更に、松川氏は、本公開買付けの成立等の実現のために、対象者の大株主に対してその保有する対象者株式を本公開買付けに応募することの要請を行うこと、及び、本新株予約権の新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）に対して本新株予約権を本公開買付けに応募させること又は本公開買付け後にその保有する本新株予約権を無償で放棄するよう合理的な努力を行うこと等の協力を行うことを合意しております。なお、公開買付者又はCCF 5は、松川氏に本件契約の重大な義務違反が存在する場合又は本件契約に定める表明保証の重大な違反がある場合には、本件契約を解除することができますが、かかる場合であっても、松川氏が自らの判断で本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておられません。

② 本公開買付け後の公開買付者に対する出資

CCF 5、公開買付者及び松川氏は、本公開買付けの決済後速やかに、公開買付者が、松川氏に対し、第三者割当増資の方法により公開買付者の普通株式 635,230 株（所有割合約 15.28%）を発行し、松川氏が、この新株発行に応じ公開買付者に 6 億 3,523 万円を出資することについて合意しています。また、本買収ローンに係る契約は、本日現在、未締結ですが、本買収ローンの一部は松川氏による上記払込金により返済するとともに、CCF 5 及び松川氏が有する公開買付者の株式を当該融資の担保に供することが合意されております。

③ 本合併に関する合意

CCF 5、公開買付者及び松川氏は、後記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」記載のとおり、公開買付者及び松川氏が、本合併に必要な行為を行うことに合意しております。

④ 本公開買付けが成立した場合の公開買付者及び対象者のガバナンス等に関する合意

松川氏は、(i)松川氏において、心身の障害その他のやむを得ない事由がある場合、又は(ii)松川氏及びCCF 5が別途合意する第三者が松川氏の後任として対象者（本合併後は合併後の存続会社）の代表取締役就任により、松川氏が対象者（本合併後は合併後の存続会社）の代表取締役を退任することにつき松川氏及びCCF 5間で合意が成立した場合を除き、本公開買付けの決済後少なくとも4年間は、対象者（本合併後は合併後の存続会社）の代表取締役としての職務に専念する義務を負うことについて合意しております。また、対象者の経営に関する重要事項及び対象者の株式等に関する事項については、CCF 5の了解を得て行うことを合意しております。

また、CCF 5、公開買付者及び松川氏は、本公開買付けの決済後、対象者の株主総会を開催し、かかる株主総会において、対象者の現任役員に追加して、キャス・キャピタル・グループの指名する取締役3名及び監査役1名を役員に選任するために必要な行為を行うことに合意しております。

また、公開買付者は、対象者の大株主であるSFP関連ファンドに対し投資助言を行っているシンフォニーとの間で、SFP関連ファンドが保有する対象者の普通株式の全てである783,800株（所有割合約18.14%）の全てを本公開買付けに応募するよう、シンフォニーがSFP関連ファンドに対して助言することを合意しております。但し、(i)公開買付者以外の第三者（SFP関連ファンド及びシンフォニーが助言を行うその他の者及びその関係者を除きます。）から対象者の普通株式について本公開買付けの買付価格を上回る価格での公開買付けによる買付け等の申込みがあった場合、又は(ii)取引所金融商品市場における競売買その他の方法による売却若しくは取引所金融商品市場外における本公開買付けの買付価格を上回る価格での第三者に対する売却を行う場合には、本公開買付けに応募するよう助言する義務を負わず、また、上記ファンドが既に本公開買付けに応募していたときには当該応募による本公開買付けに係る契約を解除するよう助言することができるとされております。なお、SFP関連ファンドは、CCF 5及び公開買付者との間で特別の利害関係を有しておらず、CCF 5及び公開買付者から独立した投資ファンドです。

(4) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、本公開買付けがMBOのための本取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存し得ること等を認識しており、本公開買付けにおける普通株式の買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、及び利益相反の回避の観点から、主として以下のような本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置を実施しました（なお、以下の記述中の対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。）。

① 公開買付者における買付価格の検討

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際し、JASDAQにおける対象者の普通株式の概ね過去6ヶ月及び直近の市場株価の推移（株式会社大阪証券取引所は平成22年4月1日に株式会社ジャスダック証券取引所を吸収合併したため、平成22年3月まではJASDAQにおける対象者の普通株式の市場株価の推移として株式会社ジャスダック証券取引所における市場株価の推移を参照しております。）、対象者が発表している財務情報、公開買付者において算出した対象者の将来のキャッシュ・フローの見込み、及び公開買付者において実施した買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果を基礎とし、さらには過去の公開買付けの事例におけるプレミアム水準、対象者の普通株式の過去の価格別取引出来高等を総合的に勘案した上、対象者の大株主であるSFP関連ファンドに対し投資助言を行っているシンフォニー、及び対象者の取締役を通じて、対象者の取締役会が設置した特別委員会との間で、それぞれ複数回実施された協議・交渉の結果に基づき、本公開買付価格を1,400円とすることに決定いたしました。なお、公開買付者は、本公開買付価格の算定に際し、第三者機関の算定書は取得しておりません。

本公開買付価格は、平成 22 年 5 月 13 日の J A S D A Q における対象者の普通株式の終値 920 円に対して 52.2% (小数点以下第二位を四捨五入) のプレミアムを、平成 22 年 5 月 13 日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 919 円 (小数点以下を四捨五入) に対して 52.3% (小数点以下第二位を四捨五入) のプレミアムを、過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 943 円 (小数点以下を四捨五入) に対して 48.5% (小数点以下第二位を四捨五入) のプレミアムを、過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 982 円 (小数点以下を四捨五入) に対して 42.6% (小数点以下第二位を四捨五入) のプレミアムをそれぞれ加えた金額になります。また、本公開買付けの対象には本新株予約権も含まれますが、①本新株予約権は、全て対象者の役員又は従業員に対するストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権者は、権利行使時においても、対象者又は対象者関係会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとされ (ただし、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではないとされています。)、②本新株予約権者は対象者との新株予約権割当契約書に基づき、本新株予約権の譲渡、担保権設定、質入その他の処分は認められないことから、公開買付者は本公開買付けにより、本新株予約権を買い付けたとしても、これを行使することができないと解されることから、本新株予約権 1 個当たりの価値を 1 円と算定しております。

② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、公開買付者による本公開買付けの提案を検討するにあたり、財務アドバイザーとして、対象者及び公開買付者から独立し、対象者の一般株主と利益が相反しない第三者算定機関であるエスエヌコーポレートアドバイザーズ株式会社 (以下「S N C A」といいます。) を選任し、本公開買付けに関する財務面における助言及び対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。

対象者プレスリリースによれば、S N C A は、対象者の株式価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、対象者の取締役会から事業の現状及び将来の事業計画 (注) (以下「対象者事業計画」といいます。) 等について資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて対象者の株式価値を算定したとのことです。そして、対象者の取締役会は、平成 22 年 5 月 13 日に、S N C A から、対象者の普通株式に係る株式価値算定書を取得したとのことです (なお、対象者は、S N C A から本公開買付価格の公正性に関する意見 (フェアネス・オピニオン) は取得していないとのことです。)。S N C A は、対象者の株式価値を算定するに際して、対象者が提出した対象者事業計画等に基づき、対象者が継続企業であるとの前提の下、多面的に評価することが適切であると考え、D C F 法及び市場株価平均法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行ったとのことです。株式価値算定書においては、D C F 法では 1,286 円から 1,451 円、市場株価平均法では 917 円から 970 円が、対象者の 1 株当たりの株式価値の算定結果として報告されているとのことです (なお、市場株価平均法では、平成 22 年 5 月 12 日を基準日として、J A S D A Q における対象者の普通株式の 1 ヶ月、3 ヶ月及び 6 ヶ月の各期間における終値の出来高加重平均値 (それぞれ、917 円、936 円及び 970 円) を基に、1 株当たりの株式価値の範囲を算定しているとのことです。)(なお、株式会社大阪証券取引所は平成 22 年 4 月 1 日に株式会社ジャスダック証券取引所を吸収合併したため、平成 22 年 3 月までは J A S D A Q における対象者の普通株式の市場株価の推移として株式会社ジャスダック証券取引所における市場株価の推移を参照しているとのことです。以下、対象者の普通株式の市場価格にかかる参照につき同様とのことです。)

また、対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、対象者の特別委員会が、対象者の取締役から適宜報告を受け協議を行いながら、対象者の取締役を通じて公開買付者との間で複数回にわたり行った本公開買付価格等に関する協議の結果及びその答申の内容等を踏まえ、S N C A から取得した対象者の普通株式に係る株式価値算定書の算定結果及びかかる算定結果の説明を参考として、公開買付者が提示した本公開買付価格その他の本公開買付けの諸条件の妥当性について、対象者の財務状況、事業環境及び株主間の公平性等の観点から慎重に、協議・検討した結果、本公開買付価格その他の本公開買付けの諸条件は、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者の普通株式の売却機会を提供するものであり、妥当であると判断したとのことです。

他方、対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、本新株予約権については、対象者の役

員又は従業員に対するストックオプションとして発行されたものであることに加え、買付価格が1円とされていることから、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることとしたとのことです。

(注) 対象者プレスリリースによれば、対象者事業計画は、平成22年5月14日に公表された修正後の対象者の平成22年9月期通期(連結・個別)業績予想、並びに、設備需要の回復遅れによる機械装置売上の低迷等を勘案して作成した平成23年9月期及び平成24年9月期の事業計画からなるものとのことです。かかる平成22年9月期通期(連結・個別)業績予想並びに平成23年9月期及び平成24年9月期の事業計画の作成には、本取引について特別の利害関係を有する松川氏は関与していないとのことです。なお、対象者事業計画においては、平成22年9月期の連結売上高4,124百万円、連結営業利益392百万円、連結当期純利益184百万円を予想しており、また、平成23年9月期の連結売上高4,830百万円、連結営業利益676百万円、連結当期純利益415百万円、平成24年9月期の連結売上高5,887百万円、連結営業利益1,037百万円、連結当期純利益669百万円を計画しているとのことです。

③ 対象者における独立した特別委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、平成22年4月5日、本公開買付けの公正さを確保し、本取引の透明性及び客観性を高めるために、対象者及び公開買付者から独立し、対象者の一般株主と利益が相反しない委員3名から構成される特別委員会を設置し、かかる特別委員会に対し、対象者の取締役会が本公開買付けに対して意見表明を行うに当たり、少数株主の利益保護の観点から、本公開買付けの妥当性及び一連の手續の公正性を確保するため、対象者の取締役会に対して、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同することの相当性及び本公開買付けの妥当性について意見を提出することを委嘱する決議を行ったとのことです。対象者は、特別委員会の委員として、植草宏一氏(委員長、弁護士、みなと協和法律事務所)、太田大三氏(弁護士・弁理士、丸の内総合法律事務所)及び竹内良紀氏(対象者の社外監査役)の3名を選定したとのことです。

対象者プレスリリースによれば、特別委員会は、平成22年4月9日より、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同することの相当性及び本公開買付けの妥当性の検討を開始したとのことです。特別委員会は、かかる検討にあたり、リーガル・アドバイザーである東京青山・青木・狛法律事務所及び財務アドバイザーであるSNCAを選任し、また、対象者の取締役会に対し、それぞれリーガル・アドバイザー及び財務アドバイザーとして推薦したとのことです。特別委員会は、5回にわたって開催され、東京青山・青木・狛法律事務所の本公開買付け及び公開買付者並びに対象者の取締役会による利益相反回避措置等に関する報告並びに法的助言を受け、対象者及び公開買付者から本取引に関連する資料を入手して精査するとともに、公開買付者及び松川氏に対する質疑応答を行ったとのことです。また、特別委員会は、SNCAから対象者の株式価値算定の経緯及び結果についての説明を受け、質疑応答を行った上で、必要に応じて対象者の取締役を通じて公開買付者と本公開買付け等について慎重に協議を行い、上記の諮問事項についての審議を行ったとのことです。特別委員会は、これらの結果を踏まえつつ諮問事項につき慎重に検討した結果、平成22年5月13日に、対象者の取締役会に対して、本公開買付けが対象者の企業価値の向上に資するものであり、かつ、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者の普通株式の売却機会をご提供するものであると認められ、本公開買付けは妥当であり、本公開買付けに対して対象者の取締役会が賛同意見を表明することは相当である旨の答申を行うことを委員全員の一致で決定し、平成22年5月14日開催の取締役会においてかかる答申を行ったとのことです。他方、特別委員会は、本新株予約権については、対象者の役員又は従業員に対するストックオプションとして発行されたものであることに加え、買付価格が1円とされていることから、対象者の取締役会による本新株予約権に関する応募の推奨に関しては意見を述べない旨の答申を行ったとのことです。

④ 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、キャス・キャピタルから提案された本取引についての公正性をさらに確保し、取引の透明性及び客観性をより一層高めるため、対象者及び公開買付者から独立し、対象者の一般株主と利益が相反しないリーガル・アドバイザーとして東京青山・青木・狛法律事務所を選任したとのことです。同事務所は、公開買付者、松川氏及び対象者役員に対し、本取引に関する質疑応答を行った上、必要に応じて対象者及び公開買付者から入手した資料を精査する等、その法的助言のために必要なその他の情報を取得し、特別委員会とも協議の上、対象者の取締役会に対し法的助言を行ったとのことです。対象者の取締役会は、同事務所から本公開買付けにおける意思決定過程、意思決定方法その他の法的問題に関する助言を受け、キャス・キャピタルが提案した本取引を対象者が受け容れるための条件、本公開買付けの具体的な条件及び手続、実施時期等の諸条件について慎重に検討したとのことです。

⑤ 利害関係を有しない対象者の取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、特別委員会から、本公開買付け価格は妥当であり、本公開買付けに対して対象者の取締役会が賛同意見を表明することは相当である旨の答申を受け、第三者算定機関であるSNC Aから平成22年5月13日付で取得した株式価値算定書を踏まえて、本公開買付け価格その他の本公開買付けの諸条件について慎重に協議・検討した結果、特別委員会の上記答申の内容を尊重した上で、平成22年5月14日開催の取締役会において、本公開買付けが対象者の企業価値の向上ひいては株主共同の利益に資するものであると判断し、本公開買付けに賛同を表明し、かつ、対象者の株主が本公開買付けに応募することを推奨することを決議したとのことです。他方、対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、本新株予約権については、対象者の役員又は従業員に対するストックオプションとして発行されたものであることに加え、買付価格が1円とされていることから、上記取締役会において、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、松川氏は、CCF5及び公開買付者との間で、前記「(3)本公開買付けに関する合意」に記載のとおり、松川氏が、①保有する対象者の普通株式全部を本公開買付けに応募すること、②本公開買付け後に公開買付者に対して出資をすること、③対象者の合併手続に協力すること、④本公開買付け後にも対象者の代表取締役の職務を執行する旨の合意をしていることから、本取引についての特別の利害関係を有することに鑑みて、平成22年4月5日及び平成22年5月14日に開催された本取引に関する対象者の取締役会において、その審議及び決議に参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議又は交渉には参加していないとのことです。他方、対象者プレスリリースによれば、当該審議及び決議においては、特別利害関係を有する松川氏を除き、対象者の取締役全員が出席（なお、平成22年5月14日の取締役会において対象者の取締役古瀬一郎氏は電話会議により審議及び決議に参加しているとのことです。）し、決議に参加した取締役の全員一致で決議が行われたとのことです。また、対象者プレスリリースによれば、対象者の社外監査役である廣瀬信幸氏（以下「廣瀬氏」といいます。）は、キャス・キャピタルの監査役を兼任していることから、平成22年4月5日に開催された特別委員会の組成に係る対象者の取締役会には出席したものの、平成22年5月14日に開催された本取引に関する対象者の取締役会においては、その審議及び決議に参加しておらず、対象者の立場において公開買付者との協議又は交渉には参加していないとのことです。他方、対象者プレスリリースによれば、対象者の上記取締役会には、廣瀬氏を除いた全ての監査役が審議に参加し、審議に参加した全ての監査役が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べたとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、公開買付者及びキャス・キャピタルの代表取締役である川村治夫氏は、平成22年5月14日付で対象者の補欠監査役の地位を辞任しているとのことです。

また、対象者の平成22年5月14日付プレスリリース「平成22年9月期期末配当予想の修正に関するお知らせ」によれば、対象者は、平成22年5月14日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成22年9月期の期末配当を行わないことを決議し、平成22年9月期期末配当予

想を修正したとのことです。

⑥ 買付け等の期間を 31 営業日に設定

公開買付者は、法において定められた買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の最短期間が 20 営業日であるところ、本公開買付けに係る公開買付期間を 31 営業日と設定しております。このように公開買付期間を比較的長期間に設定することにより、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに対する応募につき適正な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の適正性の担保とすることを企図しております。なお、公開買付者、キャス・キャピタル・グループ又は松川氏は、対象者との間で、対象者が公開買付者の対抗者となりうる者と接触することを禁止するような合意は一切行っておりません。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）

本公開買付けが成立し、公開買付者が対象者株式等を買付けた場合において、公開買付者は、本公開買付けに応募されなかった株主の皆様に対し、それぞれが保有する対象者株式に代えて金銭を交付することとなるような組織再編等を予定しております。

具体的には、公開買付者は本公開買付け成立後、遅くとも平成 22 年 9 月下旬頃までに、公開買付者を存続会社とし、対象者を消滅会社とする吸収合併を実施し、消滅会社である対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の皆様に対して、その保有する対象者株式の対価として、金銭を交付する予定です。その際に交付する金銭の額については、本公開買付けの普通株式に係る買付価格に当該各株主が所有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

本合併に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定として、会社法第 785 条及び第 786 条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められております。この方法による 1 株当たりの買取価格又は取得価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

本合併は、本公開買付けの決済後平成 22 年 9 月下旬頃までの間に実施する予定ですが、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合、公開買付者以外を対象者株主の対象者の株式の所有状況、対象者の財務内容、関係法令についての当局の解釈等の状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施します。ただし、その場合でも公開買付者以外を対象者株主に対して最終的に金銭を交付する方法により、対象者の普通株式の非公開化を実施することを予定しており、また、当該対象者株主に交付する金銭の額についても、本公開買付けの普通株式に係る買付価格に当該各株主が所有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。以上の場合における具体的な手続については、対象者と協議の上、決定次第、速やかに公表します。

本新株予約権については、本公開買付けが成立したものの、対象者の本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、公開買付者は、対象者に対し本新株予約権を消滅させるために必要な手続を行うことを要請する予定です。

なお、本公開買付けは、前述の各手続において招集されることが想定される株主総会における対象者の株主の皆様議決権の行使を勧誘するものではありません。また、上記の各手続における税務上の取扱いにつきましては、株主の皆様各自において自らの責任にて税務専門家等にご確認ください。

(6) 上場廃止となる見込みがある旨及びその理由

対象者の普通株式は、本日現在、JASDAQに上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、JASDAQの上場廃止基準に従い、対象者の普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付け成立時点で当該基準に該当しない場合でも、前記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」に記載のとおり、公開買付者は、公開買付者を存続会社とし、対象者を消滅会社とする金銭を対価とする吸収合併を実施することを予定しておりますので、その場合にも、対象者の普通株式は所定の手続を経て上場廃止になる見込みです。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	マークテック株式会社																				
② 所 在 地	東京都大田区大森西4丁目17番35号																				
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 松川 英文																				
④ 事 業 内 容	非破壊検査機材並びにマーキング機材の製造及び販売																				
⑤ 資 本 金	1,503,020千円(平成22年3月31日現在)																				
⑥ 設 立 年 月 日	昭和30年3月9日																				
⑦ 大株主及び持株比率 (平成22年3月31日現在)	<table border="0"> <tr> <td>松川 英文</td> <td>19.70%</td> </tr> <tr> <td>エスエフピーバリュアライゼーションマスターファンド (常任代理人 クレディ・スイス証券株式会社)</td> <td>10.09%</td> </tr> <tr> <td>高周波熱錬株式会社</td> <td>4.03%</td> </tr> <tr> <td>ジー・エー・エス(ケイマン)リミテッド (常任代理人 クレディ・スイス証券株式会社)</td> <td>3.82%</td> </tr> <tr> <td>マークテック従業員持株会</td> <td>2.94%</td> </tr> <tr> <td>株式会社寺岡製作所</td> <td>2.01%</td> </tr> <tr> <td>ジェイピー モルガン クリアリング コーポレーション (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)</td> <td>1.99%</td> </tr> <tr> <td>市川 雅章</td> <td>1.78%</td> </tr> <tr> <td>竹田 和平</td> <td>1.61%</td> </tr> <tr> <td>株式会社岡三証券グループ</td> <td>1.37%</td> </tr> </table>	松川 英文	19.70%	エスエフピーバリュアライゼーションマスターファンド (常任代理人 クレディ・スイス証券株式会社)	10.09%	高周波熱錬株式会社	4.03%	ジー・エー・エス(ケイマン)リミテッド (常任代理人 クレディ・スイス証券株式会社)	3.82%	マークテック従業員持株会	2.94%	株式会社寺岡製作所	2.01%	ジェイピー モルガン クリアリング コーポレーション (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	1.99%	市川 雅章	1.78%	竹田 和平	1.61%	株式会社岡三証券グループ	1.37%
松川 英文	19.70%																				
エスエフピーバリュアライゼーションマスターファンド (常任代理人 クレディ・スイス証券株式会社)	10.09%																				
高周波熱錬株式会社	4.03%																				
ジー・エー・エス(ケイマン)リミテッド (常任代理人 クレディ・スイス証券株式会社)	3.82%																				
マークテック従業員持株会	2.94%																				
株式会社寺岡製作所	2.01%																				
ジェイピー モルガン クリアリング コーポレーション (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	1.99%																				
市川 雅章	1.78%																				
竹田 和平	1.61%																				
株式会社岡三証券グループ	1.37%																				
⑧ 公開買付者と対象者の関係	<table border="1"> <tr> <td>資 本 関 係</td> <td>公開買付者と対象者との間には、記載すべき資本関係はありません。なお、キャス・キャピタルの監査役である廣瀬氏は、平成22年5月14日現在、対象者の普通株式10,796株(平成22年3月31日現在の対象者発行済株式総数に対する所有割合0.22%)を所有しております。</td> </tr> <tr> <td>人 的 関 係</td> <td>公開買付者及びキャス・キャピタルの代表取締役である川村 治夫氏は、平成21年9月30日当時、対象者の監査役を兼任しておりましたが、同年12月22日開催の対象者の定時株主総会終結時をもって監査役を退任しております。また、同株主総会において、対象者の補欠監査役に選任されておりましたが、平成22年5月14日をもって対象者の補欠監査役を辞任しております。また、キャス・キャピタルの監査役である廣瀬氏は、対象者の監査役を兼任しております。</td> </tr> <tr> <td>取 引 関 係</td> <td>公開買付者と対象者との間には、記載すべき取引関係はありません。また、公開買付者の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。</td> </tr> <tr> <td>関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況</td> <td>対象者は、公開買付者の関連当事者には該当しません。また、対象者の関係者及び関係会社は、公開買付者の関連当事者には該当しません。</td> </tr> </table>	資 本 関 係	公開買付者と対象者との間には、記載すべき資本関係はありません。なお、キャス・キャピタルの監査役である廣瀬氏は、平成22年5月14日現在、対象者の普通株式10,796株(平成22年3月31日現在の対象者発行済株式総数に対する所有割合0.22%)を所有しております。	人 的 関 係	公開買付者及びキャス・キャピタルの代表取締役である川村 治夫氏は、平成21年9月30日当時、対象者の監査役を兼任しておりましたが、同年12月22日開催の対象者の定時株主総会終結時をもって監査役を退任しております。また、同株主総会において、対象者の補欠監査役に選任されておりましたが、平成22年5月14日をもって対象者の補欠監査役を辞任しております。また、キャス・キャピタルの監査役である廣瀬氏は、対象者の監査役を兼任しております。	取 引 関 係	公開買付者と対象者との間には、記載すべき取引関係はありません。また、公開買付者の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	対象者は、公開買付者の関連当事者には該当しません。また、対象者の関係者及び関係会社は、公開買付者の関連当事者には該当しません。												
資 本 関 係	公開買付者と対象者との間には、記載すべき資本関係はありません。なお、キャス・キャピタルの監査役である廣瀬氏は、平成22年5月14日現在、対象者の普通株式10,796株(平成22年3月31日現在の対象者発行済株式総数に対する所有割合0.22%)を所有しております。																				
人 的 関 係	公開買付者及びキャス・キャピタルの代表取締役である川村 治夫氏は、平成21年9月30日当時、対象者の監査役を兼任しておりましたが、同年12月22日開催の対象者の定時株主総会終結時をもって監査役を退任しております。また、同株主総会において、対象者の補欠監査役に選任されておりましたが、平成22年5月14日をもって対象者の補欠監査役を辞任しております。また、キャス・キャピタルの監査役である廣瀬氏は、対象者の監査役を兼任しております。																				
取 引 関 係	公開買付者と対象者との間には、記載すべき取引関係はありません。また、公開買付者の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。																				
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	対象者は、公開買付者の関連当事者には該当しません。また、対象者の関係者及び関係会社は、公開買付者の関連当事者には該当しません。																				

(注) 上表のうち、⑦大株主及び持株比率については、対象者が平成22年5月14日に提出した第56期第2四半期報告書に基づいて作成しております。

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成22年5月17日(月曜日)から平成22年6月28日(月曜日)まで(31営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

- ① 普通株式 1株につき、金1,400円
- ② 本新株予約権 1個につき、金1円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

(i) 普通株式

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際し、JASDAQにおける対象者の普通株式の概ね過去6ヶ月及び直近の市場株価の推移（株式会社大阪証券取引所は平成22年4月1日に株式会社ジャスダック証券取引所を吸収合併したため、平成22年3月まではJASDAQにおける対象者の普通株式の市場株価の推移として株式会社ジャスダック証券取引所における市場株価の推移を参照しております。）、対象者が発表している財務情報、公開買付者において算出した対象者の将来のキャッシュ・フローの見込み、及び公開買付者において実施した買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果を基礎とし、さらには過去の公開買付けの事例におけるプレミアム水準、対象者の普通株式の過去の価格別取引出来高等を総合的に勘案した上、対象者の大株主であるSFP関連ファンドに対し投資助言を行っているシンフォニー、及び対象者の取締役を通じて、対象者の取締役会が設置した特別委員会との間で、それぞれ複数回実施された協議・交渉の結果に基づき、本公開買付価格を1,400円とすることに決定いたしました。なお、公開買付者は、本公開買付価格の算定に際し、第三者機関の算定書は取得しておりません。

本公開買付価格は、平成22年5月13日のJASDAQにおける対象者の普通株式の終値920円に対して52.2%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを、平成22年5月13日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値919円（小数点以下を四捨五入）に対して52.3%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを、過去3ヶ月間の終値の単純平均値943円（小数点以下を四捨五入）に対して48.5%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを、過去6ヶ月間の終値の単純平均値982円（小数点以下を四捨五入）に対して42.6%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額になります。

(ii) 新株予約権

本公開買付けの対象には本新株予約権も含まれますが、①本新株予約権は、全て対象者の役員又は従業員に対するストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権者は、権利行使時においても、対象者又は対象者関係会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとされ（ただし、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではないとされています。）、②本新株予約権者は対象者との新株予約権割当契約書に基づき、本新株予約権の譲渡、担保権設定、質入その他の処分は認められないことから、公開買付者は本公開買付けにより、本新株予約権を買い付けたとしても、これを行使することができないと解されることから、本新株予約権1個当たりの価値を1円と算定しております。

② 算定の経緯

（買付価格の決定に至る経緯）

キャス・キャピタルは、対象者が直面する重要課題に機動的かつ柔軟に対処するためには、対象者の普通株式の非公開化が必要と考え、平成21年12月24日から松川氏とともに、中長期的な視点に立ち、対象者の事業戦略や資本政策についての検討を行いました。かかる検討を踏まえ、キャス・キャピタルは、平成22年3月下旬頃、対象者においてその直面する重要課題に対処するにあたっては相応の期間とコストが必要であり、短期的にはコストの増加やキャッシュ・フローの悪化に伴い業績が悪化する懸

念があるため、公開買付者を通じて対象者の普通株式を非公開化した上で、重要課題への機動的かつ柔軟な対処を遂行することが最善であると最終的に判断し、その旨松川氏とも合意いたしました。

更に、公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際し、JASDAQにおける対象者の普通株式の概ね過去6ヶ月及び直近の市場株価の推移、対象者が発表している財務情報、公開買付者において算出した対象者の将来のキャッシュ・フローの見込み、及び公開買付者において実施した買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果を基礎とし、さらには過去の公開買付けの事例におけるプレミアム水準、対象者の普通株式の過去の価格別取引出来高等を総合的に勘案した上、対象者の大株主であるSFP関連ファンドに対し投資助言を行っているシンフォニー、及び対象者の取締役を通じて、対象者の取締役会が設置した特別委員会との間で、それぞれ複数回実施された協議・交渉の結果に基づき、平成22年5月14日に、本公開買付価格を1,400円とすることに決定いたしました。なお、公開買付者は、本公開買付価格の算定に際し、第三者機関の算定書は取得しておりません。

本新株予約権については、上記「①算定の基礎」の「(ii)新株予約権」において記載の理由に基づき、平成22年5月14日に、本新株予約権1個当たりの買付価格を1円と決定いたしました。

(買付価格の公正性を担保するための措置)

公開買付者及び対象者は、本公開買付けがMBOのための本取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存し得ること等を認識しており、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、及び利益相反の回避の観点から、主として以下のような本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置を実施しました（なお、以下の記述中の対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。）。

(i) 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、公開買付者による本公開買付けの提案を検討するにあたり、財務アドバイザーとして、対象者及び公開買付者から独立し、対象者の一般株主と利益が相反しない第三者算定機関であるSNCAを選任し、本公開買付けに関する財務面における助言及び対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。

対象者プレスリリースによれば、SNCAは、対象者の株式価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、対象者の取締役会から事業の現状及び対象者事業計画等について資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて対象者の株式価値を算定したとのことです。そして、対象者の取締役会は、平成22年5月13日に、SNCAから、対象者の普通株式に係る株式価値算定書を取得したとのことです（なお、対象者は、SNCAから本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです）。SNCAは、対象者の株式価値を算定するに際して、対象者が提出した対象者事業計画等に基づき、対象者が継続企業であるとの前提の下、多面的に評価することが適切であると考え、DCF法及び市場株価平均法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行ったとのことです。株式価値算定書においては、DCF法では1,286円から1,451円、市場株価平均法では917円から970円が、対象者の1株当たりの株式価値の算定結果として報告されているとのことです（なお、市場株価平均法では、平成22年5月12日を基準日として、JASDAQにおける対象者の普通株式の1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間における終値の出来高加重平均値（それぞれ、917円、936円及び970円）を基に、1株当たりの株式価値の範囲を算定しているとのことです）。

また、対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、対象者の特別委員会が、対象者の取締役から適宜報告を受け協議を行いながら、対象者の取締役を通じて公開買付者との間で複数回にわたり行った本公開買付価格等に関する協議の結果及びその答申の内容等を踏まえ、SNCAから取得した対象者の普通株式に係る株式価値算定書の算定結果及びかかる算定結果の説明を参考として、公開買付者が提示した本公開買付価格その他の本公開買付けの諸条件の妥当性について、対象者の財務状況、事業環境及び株主間の公平性等の観点から慎重に、協議・検討した結果、本公開買付価格その他の本公開買付けの諸条件は、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者の普通株式の

売却機会を提供するものであり、妥当であると判断したとのことです。

他方、対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、本新株予約権については、対象者の役員又は従業員に対するストックオプションとして発行されたものであることに加え、買付価格が1円とされていることから、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることとしたとのことです。

(ii) 対象者における独立した特別委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、平成22年4月5日、本公開買付けの公正さを確保し、本取引の透明性及び客観性を高めるために、対象者及び公開買付者から独立し、対象者の一般株主と利益が相反しない委員3名から構成される特別委員会を設置し、かかる特別委員会に対し、対象者の取締役会が本公開買付けに対して意見表明を行うに当たり、少数株主の利益保護の観点から、本公開買付価格の妥当性及び一連の手の公正性を確保するため、対象者の取締役会に対して、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同することの相当性及び本公開買付価格の妥当性について意見を提出することを委嘱する決議を行ったとのことです。対象者は、特別委員会の委員として、植草宏一氏（委員長、弁護士、みなと協和法律事務所）、太田大三氏（弁護士・弁理士、丸の内総合法律事務所）及び竹内良紀氏（対象者の社外監査役）の3名を選定したとのことです。

対象者プレスリリースによれば、特別委員会は、平成22年4月9日より、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同することの相当性及び本公開買付価格の妥当性の検討を開始したとのことです。特別委員会は、かかる検討に当たり、リーガル・アドバイザーである東京青山・青木・狛法律事務所及び財務アドバイザーであるSNCAを選任し、また、対象者の取締役会に対し、それぞれリーガル・アドバイザー及び財務アドバイザーとして推薦したとのことです。特別委員会は、5回にわたって開催され、東京青山・青木・狛法律事務所の本公開買付け及び公開買付者並びに対象者の取締役会による利益相反回避措置等に関する報告並びに法的助言を受け、対象者及び公開買付者から本取引に関連する資料を入手して精査するとともに、公開買付者及び松川氏に対する質疑応答を行ったとのことです。また、特別委員会は、SNCAから対象者の株式価値算定の経緯及び結果についての説明を受け、質疑応答を行った上で、必要に応じて対象者の取締役を通じて公開買付者と本公開買付価格等について慎重に協議を行い、上記の諮問事項についての審議を行ったとのことです。特別委員会は、これらの結果を踏まえつつ諮問事項につき慎重に検討した結果、平成22年5月13日に、対象者の取締役会に対して、本公開買付けが対象者の企業価値の向上に資するものであり、かつ、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者の普通株式の売却機会をご提供するものであると認められ、本公開買付価格は妥当であり、本公開買付けに対して対象者の取締役会が賛同意見を表明することは相当である旨の答申を行うことを委員全員の一致で決定し、平成22年5月14日開催の取締役会においてかかる答申を行ったとのことです。他方、特別委員会は、本新株予約権については、対象者の役員又は従業員に対するストックオプションとして発行されたものであることに加え、買付価格が1円とされていることから、対象者の取締役会による本新株予約権に関する応募の推奨に関しては意見を述べない旨の答申を行ったとのことです。

(iii) 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、キャス・キャピタルから提案された本取引についての公正性をさらに確保し、取引の透明性及び客観性をより一層高めるため、対象者及び公開買付者から独立し、対象者の一般株主と利益が相反しないリーガル・アドバイザーとして東京青山・青木・狛法律事務所を選任したとのことです。同事務所は、公開買付者、松川氏及び対象者役員に対し、本取引に関する質疑応答を行った上、必要に応じて対象者及び公開買付者から入手した資料を精査する等、その法的助言のために必要なその他の情報を取得し、特別委員会とも協議の上、対象者の取締役会に対し法的助言を行ったとのことです。対象者の取締役会は、同事務所から本公開買付けにおける意思決定過程、意思決定方法その他の法的問題に関する助言を受け、キャス・キャピタルが提案した本取引を対象者が受け容れるための条件、本公開買付けの具体的な条件及び手続、実施時期等

の諸条件について慎重に検討したとのことです。

(iv) 利害関係を有しない対象者の取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、特別委員会から、本公開買付価格は妥当であり、本公開買付けに対して対象者の取締役会が賛同意見を表明することは相当である旨の答申を受け、第三者算定機関であるSNCAから平成22年5月13日付で取得した株式価値算定書を踏まえて、本公開買付価格その他の本公開買付けの諸条件について慎重に協議・検討した結果、特別委員会の上記答申の内容を尊重した上で、平成22年5月14日開催の取締役会において、本公開買付けが対象者の企業価値の向上ひいては株主共同の利益に資するものであると判断し、本公開買付けに賛同を表明し、かつ、対象者の株主が本公開買付けに応募することを推奨することを決議したとのことです。他方、対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、本新株予約権については、対象者の役員又は従業員に対するストックオプションとして発行されたものであることに加え、買付価格が1円とされていることから、上記取締役会において、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、松川氏は、CCF5及び公開買付者との間で、前記「1. 買付け等の目的等」の「(3) 本公開買付けに関する合意」に記載のとおり、松川氏が、①保有する対象者の普通株式全部を本公開買付けに応募すること、②本公開買付け後に公開買付者に対して出資をすること、③対象者の合併手続に協力すること、④本公開買付け後にも対象者の代表取締役の職務を執行する旨の合意をしていること等から、本取引についての特別の利害関係を有することに鑑みて、平成22年4月5日及び平成22年5月14日に開催された本取引に関する対象者の取締役会において、その審議及び決議に参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議又は交渉には参加していないとのことです。他方、対象者プレスリリースによれば、当該審議及び決議においては、特別利害関係を有する松川氏を除き、対象者の取締役全員が出席（なお、平成22年5月14日の取締役会において対象者の取締役古瀬一郎氏は電話会議により審議及び決議に参加しているとのことです。）し、決議に参加した取締役の全員一致で決議が行われたとのことです。また、対象者プレスリリースによれば、対象者の社外監査役である廣瀬氏は、キャス・キャピタルの監査役を兼任していることから、平成22年4月5日に開催された特別委員会の組成に係る対象者の取締役会には出席したものの、平成22年5月14日に開催された本取引に関する対象者の取締役会においては、その審議及び決議に参加しておらず、対象者の立場において公開買付者との協議又は交渉には参加していないとのことです。他方、対象者プレスリリースによれば、対象者の上記取締役会には、廣瀬氏を除いた全ての監査役が審議に参加し、審議に参加した全ての監査役が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べたとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、公開買付者及びキャス・キャピタルの代表取締役である川村治夫氏は、平成22年5月14日付で対象者の補欠監査役の地位を辞任しているとのことです。

また、対象者の平成22年5月14日付プレスリリース「平成22年9月期末配当予想の修正に関するお知らせ」によれば、対象者は、平成22年5月14日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成22年9月期の期末配当を行わないことを決議し、平成22年9月期末配当予想を修正したとのことです。

(v) 買付け等の期間を31営業日に設定

公開買付者は、公開買付期間の最短期間が20営業日であるところ、本公開買付けに係る公開買付期間を31営業日と設定しております。このように公開買付期間を比較的長期間に設定することにより、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに対する応募につき適正な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の適正性の担保とすることを企図しております。なお、公開買付者、キャス・キャピタル・グループ又は松川氏は、対象者との間で、対象者が公開買付者の対抗者となりうる者と接触することを禁止するような合意は一切行っておりません。

③ 算定機関との関係

該当事項はありません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
4,480,052(株)	2,881,568(株)	—(株)

(注1) 買付予定数は、本公開買付けにより公開買付者が取得する株券等の数の最大数である4,480,052株となります。これは、対象者の第56期第2四半期報告書(平成22年5月14日提出)に記載された平成22年3月31日現在の対象者の発行済株式総数(4,951,864株)に、上記第56期第2四半期報告書に記載された平成22年3月31日現在の本新株予約権の目的となる対象者株式の数(157,700株)を加え、本公開買付けを通じて取得する予定のない対象者の上記第56期第2四半期報告書に記載された平成22年3月31日現在の自己株式数(629,512株)を控除した数を記載したものです。ただし、本新株予約権については行使期間が到来していないため、公開買付期間中に行使される可能性はないことから、買付予定数の実際の内訳は対象者の第56期第2四半期報告書(平成22年5月14日提出)に記載された平成22年3月31日現在の対象者の発行済株式総数(4,951,864株)から、上記第56期第2四半期報告書に記載された対象者の平成22年3月31日現在の自己株式数(629,512株)を控除した株式数(4,322,352株)及び新株予約権1,577個となります。

(注2) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(2,881,568株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注3) 買付予定数の下限は、対象者の第56期第2四半期報告書(平成22年5月14日提出)に記載された平成22年3月31日現在の対象者の発行済株式総数(4,951,864株)から、本公開買付けを通じて取得する予定のない対象者の上記第56期第2四半期報告書に記載された平成22年3月31日現在の自己株式数(629,512株)を控除した株式数(4,322,352株)に、3分の2を乗じた株式数(2,881,568株)です。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注5) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	10,053個	(買付け等前における株券等所有割合 23.26%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	44,800個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	43,213個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数(4,480,052株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。ただし、特別関係者の所有株券等も本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は分子に加算しておりません。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成22年5月14日に提出した第56期第2四半期報告書に記載された平成22年3月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、対象者の本新株予約権及び単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、上記第56期第2四半期報告書に記載された平成22年3月31日現在の本新株予約権の目的となる対象者株式の数(157,700株)に係る議決権の数(1,577個)及び単元未満株式に係る議決権の数(上記第56期第2四半期報告書に記載された平成22年3月31日現在の単元未満株式1,064株から、平成22年3月31日現在の対象者の保有する単元未満自己株式12株を控除した1,052株に係る議決権の数である10個)を加えて、「対象者の総株主等の議決権の数」を44,800個として計算しております。

(注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 6,051 百万円

(注) 上記の買付代金は、買付予定数 (4,480,052 株) のうち、本新株予約権については行使期間が到来していないため公開買付期間中に行使される可能性はないことから本新株予約権の目的となる対象者株式の数 (157,700 株) を除く株式数 (4,322,352 株) に1株当たり買付価格 (1,400 円) を乗じた金額に、本新株予約権の個数 (1,577 個) に本新株予約権1個当たりの買付価格 (1 円) を乗じた金額の合計額を記載しております。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日
平成22年7月6日 (火曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等 (外国人株主等の場合は常任代理人) の住所宛に郵送します (公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイを経由して応募した場合は除きます)。野村ジョイを経由して応募された場合には、野村ジョイのホームページ (<https://www.nomurajoy.jp/>) に記載される方法により交付されます。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます (送金手数料がかかる場合があります)。

④ 株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日 (公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日) 以後速やかに、返還すべき株券等を返還します。株式については、応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還し (株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、その旨指示してください)、新株予約権については、新株予約権の応募に際して提出された「譲渡承認通知書」、「新株予約権原簿記載事項を記載した書面」及び本公開買付けの成立を条件とする新株予約権原簿の名義書換えの請求に必要な書類を、それぞれ応募株主等の指示により応募株主等への交付又は応募株主等の住所への郵送により返還します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限 (2,881,568株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限 (2,881,568株) 以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令 (昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。) 第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第3号イないしチ及びヌ、並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。た

だし、令第14条第1項第3号又については、同号イからりまでに掲げる事項に準ずる事項として、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに公開買付代理人の応募の受付を行った本店又は全国各支店（公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイは除きます。）に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。野村ジョイを経由して応募された契約の解除をする場合は、野村ジョイのホームページ(<https://www.nomurajoy.jp/>)に記載される方法によって公開買付期間末日の15時30分までに解除手続きを行ってください。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正

します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(10) 公開買付開始公告日

平成22年5月17日（月曜日）

(11) 公開買付代理人

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、「1. 買付け等の目的等」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」、及び「(6) 上場廃止となる見込みがある旨及びその理由」をご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

CCF5、公開買付者及び松川氏は、本件契約を締結しており、その概要は、「1. 買付け等の目的等(3) 本公開買付けに関する合意」に記載の通りです。

なお、「公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程」及び「利益相反を回避する措置の具体的内容」については、「1. 買付け等の目的等(4) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 対象者公表の平成22年5月14日付「平成22年9月期期末配当予想の修正に関するお知らせ」によれば、対象者は、平成22年5月14日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成22年9月期の期末配当を行わないことを決議し、平成22年9月期期末配当予想を修正しているとのことです。

② 対象者は、平成22年5月14日に、「業績予想値と決算値との差異及び業績予想の修正に関するお知らせ」において、下記の平成22年9月期第2四半期累計期間（連結・個別）業績予想値と実績値との差異及び平成22年9月通期（連結・個別）業績予想の修正を公表しております。

1. 業績予想と決算値との差異

(1) 平成22年9月期第2四半期累計期間連結業績予想値と実績値との差異

(平成21年10月1日～平成22年3月31日)

(金額の単位：百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
前回発表予想(A)	2,231	229	230	61	14.34
実績値(B)	1,762	141	153	△ 4	△ 0.99
増減額(B-A)	△ 469	△ 88	△ 77	△ 65	—
増減率	△ 21.0%	△ 38.4%	△ 33.5%	—	—
(ご参考)前期実績	3,450	485	517	195	45.23

(2) 平成22年9月期第2四半期累計期間個別業績予想値と実績値との差異
(平成21年10月1日～平成22年3月31日)

(金額の単位：百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
前回発表予想 (A)	1,840	167	222	304	70.54
実績値 (B)	1,514	76	89	206	47.68
増減額 (B-A)	△ 326	△ 91	△ 133	△ 98	—
増減率	△ 17.7%	△ 54.5%	△ 59.9%	△ 32.2%	—
(ご参考)前期実績	2,525	290	318	117	27.15

2. 通期業績予想の修正

(1) 平成22年9月期連結業績予想値の修正

(平成21年10月1日～平成22年9月30日)

(金額の単位：百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
前回予想 (A)	5,406	801	804	446	103.19
今回修正 (B)	4,124	392	435	184	42.74
増減額 (B-A)	△ 1,282	△ 409	△ 369	△ 262	—
増減率	△ 23.7%	△ 51.0%	△ 45.8%	△ 58.7%	—
(ご参考)前期実績	6,043	808	881	271	62.86
前期対比増減率	△ 31.7%	△ 51.4%	△ 50.6%	△ 32.1%	—

(2) 平成22年9月期個別業績予想値の修正

(平成21年10月1日～平成22年9月30日)

(金額の単位：百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
前回予想 (A)	4,268	557	612	537	124.27
今回修正 (B)	3,386	254	292	333	77.06
増減額 (B-A)	△ 882	△ 303	△ 320	△ 204	—
増減率	△ 20.6%	△ 54.3%	△ 52.2%	△ 37.9%	—
(ご参考)前期実績	3,983	326	500	308	71.44
前期対比増減率	△ 14.9%	△ 22.0%	△ 41.6%	8.1%	—

3. 修正の理由

当第2四半期累計期間の業績につきましては、鉄鋼・自動車産業における生産の増加により消耗品の売上は回復してきておりますが、設備需要の回復が遅れており、非破壊検査事業の探傷装置およびマーキング事業の印字装置等主要機械装置の売上は依然として低迷しており、平成21年12月18日に公表した売上計画を達成できませんでした。この結果、連結・個別業績ともに上記の通り大幅な業績差異が生じました。

通期の業績予想につきましては、当第2四半期累計期間と同様に消耗品の売上の回復が見込まれるものの、設備需要回復の遅れにより、探傷装置、マーキング装置等主要機械装置の売上は

依然として低迷するものと見込んでおり、平成 21 年 12 月 18 日に公表した売上計画を達成できないものと予想しております。この結果、連結・個別業績ともに上記の通り業績予想を修正いたします。

(注) 今回の業績予想は、発表日現在において入手可能な情報に基づいて作成したものであり、予想につきましては様々な不確定要素が内在しておりますので、実際の業績につきましてはこれらの予想数値と異なる場合があります。

以 上

【インサイダー規制】

このプレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、法第 167 条第 3 項及び令第 30 条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表から 12 時間を経過するまでは、マークテック株式会社の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、公開買付者又はその関係会社は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【手続及び情報開示基準】

本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第 13 条(e)項又は第 14 条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。

【言語】

本公開買付けに関するすべての手続は、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

【将来予測】

このプレスリリースには、マークテック株式会社株式を取得した場合における、公開買付者の現時点の考え方に基づく、事業展開の見通しを記載しています。実際の結果は多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります。

このプレスリリースには、米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933）第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第 21E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知もしくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又は関係会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはありません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関係会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はこれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、本プレスリリース又はその訳文を受領されても、本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。

以 上